

第7章 誰もが安心して利用できる 社会サービス体制づくり

社会福祉基礎構造改革の推進により、今後は地域社会での自立自助を基本に、市民が自由に事業者を選択し、契約する制度に切り替わっていくことから、いつ、どこで、どのようなサービスを受けられるか等の情報提供体制の整備や、サービスを提供する事業者の立地誘導、サービスの質の確保、向上が求められています。

こうした中で、保健・医療・福祉にかかるサービス需要に応えるため、サービス事業者の立地誘導に努めるとともに、サービスの質、内容の向上に向け、事業者連絡会を立ち上げ、サービス展開にあたっての連携、調整を図っています。

また、市民からの相談に応じて、的確な助言をすることにより、適切なサービスを提供できるよう、関係機関との連携と調整を行います。

さらに、利用手続きの一本化や総合窓口の開設に向けて、情報提供体制の充実や保健福祉情報のデータベース化を図りながら検討を進めています。

1 介護保険制度モニター

介護サービス利用者又はその介護人等を公募により広くモニターとして委嘱し、サービスに関する現場の情報や意見をモニター通信で報告を受け、サービスの質の向上を図っています。

平成 20 年度 12 名を委嘱

2 介護相談員

介護相談員が介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者と事業者の橋渡し役として相談活動を行っています。利用者の疑問や不満、不安を解消し、苦情に至る事態を未然に防止し、利用者本位のサービス提供のため、サービスの質の向上を図ることを目的としています。

平成 20 年 3 月 31 日現在 相談員数 6 人 訪問施設等 23 カ所

3 シルバーサービス事業者連絡会

流山市で事業を行うシルバーサービス事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上等を図るため、連絡会を設置しています。

平成 20 年 3 月 31 日現在 加入事業者数 52 法人

4 介護支援専門員連絡会

流山市内で活躍する介護支援専門員の連携、相互協力を図り、情報交換及び研修により、市民の立場に立った介護サービス計画（ケアプラン）の作成と介護サービスの安定的な供給に寄与することを目的としています。

平成 20 年 3 月 31 日現在 加入者数 96 人